

再就職や再任用中には、 年金が停止される場合があります

老齢厚生年金の受給権者が再任用や再就職などで厚生年金（共済組合も含みます。）に加入している場合は、年金額の全部または一部が停止となる場合があります。

今回は、この年金額が停止になる場合について解説します。

1 ■ 老齢厚生年金の停止額計算の考え方

老齢厚生年金の停止額は、「基本月額」（※1）と「総報酬月額相当額」（※2）を使用して計算します。

この基本月額と総報酬月額相当額を合算し、停止基準額を超えた場合、年金額の一部または全部が支給停止されます。

また、この停止額計算には、経過的職域加算部分（被用者年金一元化前の公務員独自の上乗せ部分）は含まれず、この部分は原則として全額支給されます。

※1 老齢厚生年金額（年額。ただし加給年金額、経過的加算額、繰下げ加算額は除きます。）の1/12の額をいい、複数の老齢厚生年金を受給している場合は、その全てを合算した額の1/12になります。

※2 年金額の停止計算の対象となる月の標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の1/12を合算した額で、その月以前の1年間標準賞与額については、勤務先が変わった場合であっても、過去1年以内に支給された賞与であれば、以前の勤務先の標準賞与額を含み計算します。

2 ■ 停止基準額

停止基準額は、年齢によって異なり、平成29年度現在で65歳未満の方は28万円、65歳以上の方は46万円になります。

なお、この額は、賃金水準などの変動に応じて変動す

ることとされています。

また、70歳以上の方は厚生年金の被保険者にはなれませんが、その場合であっても、標準報酬月額や標準賞与額に相当する額を基に年金の停止額を算出します。

3 ■ 停止額の計算方法

いずれの場合も、停止額が年金額を上回る場合は、全額支給停止になります。

● 65歳未満の場合

条 件			年金の停止額（月額）
基本月額 + 総報酬月額相当額 ≤ 28万円			停止なし（全額支給）
基本月額 + 総報酬月額相当額 > 28万円	基本月額 ≤ 28万円	総報酬月額相当額 ≤ 46万円	(基本月額 + 総報酬月額相当額 - 28万円) ÷ 2 … A → 例1 参照
		総報酬月額相当額 > 46万円	(46万円 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46万円) … B → 例2 参照
	基本月額 > 28万円	総報酬月額相当額 ≤ 46万円	総報酬月額相当額 ÷ 2
		総報酬月額相当額 > 46万円	46万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)

● 65歳以上の場合

条 件		年金の停止額（月額）
基本月額 + 総報酬月額相当額 ≤ 46万円		停止なし（全額支給）
基本月額 + 総報酬月額相当額 > 46万円		(基本月額 + 総報酬月額相当額 - 46万円) ÷ 2

4 ■ 具体的な停止額の計算事例

例1) 65歳未満、Aに該当する事例

平成29年11月時点		Aさん	63歳
老齢厚生年金額(年額)	120万円		
定年退職後に民間企業に在職中		平成29年11月時点の標準報酬月額	30万円
		平成28年12月賞与	48万円
		平成29年6月賞与	24万円
●停止額計算			
基本月額	$120万円 \div 12 = 10万円$		
総報酬月額相当額	$30万円 + \{(48万円 + 24万円) \div 12\} = 36万円$		
10万円 + 36万円 > 28万円 基本月額 < 28万円 総報酬月額相当額 ≤ 46万円			
のためAの計算式にあてはめると、停止額は			
$(10万円 + 36万円 - 28万円) \div 2 = 9万円$			
この計算により、1月あたり9万円が支給停止となります。			

例2) 65歳未満、Bに該当する事例

平成29年11月時点		Bさん	63歳
老齢厚生年金額(年額)	180万円		
定年退職後に民間企業に在職中		平成29年11月時点の標準報酬月額	38万円
		平成28年12月賞与	48万円
		平成29年6月賞与	60万円
●停止額計算			
基本月額	$180万円 \div 12 = 15万円$		
総報酬月額相当額	$38万円 + \{(48万円 + 60万円) \div 12\} = 47万円$		
15万円 + 47万円 > 28万円 基本月額 ≤ 28万円 総報酬月額相当額 > 46万円			
のためBの計算式にあてはめると、停止額は			
$(46万円 + 15万円 - 28万円) \div 2 + (47万円 - 46万円) = 17.5万円$			
この計算により、1月あたり17万5千円が支給停止となりますが、基本月額が15万円であり、差し引くとマイナスになるため、年金は全額が支給停止となります。			

※停止額の計算は毎月行いますので、基本月額や総報酬月額相当額に変更があった場合は、変更があった月から停止額が変更されます。

5 ■ フルタイム再任用の場合と再就職(再任用短時間勤務)の場合との違い

老齢厚生年金の支給停止額の計算はいずれも同じですが、フルタイム再任用(共済組合の組合員である場合に限り)である場合、その総報酬月額相当額の額にかかわらず、経過的職域加算部分が全額停止されます。

6 ■ その他収入により年金が支給停止になる場合

老齢厚生年金の受給権者が国会議員や地方議会議員に就任した場合、議員報酬を標準報酬等級にあてはめうえで、厚生年金の被保険者である場合と同様の方法で停止額を計算します。

また、再任用や再就職後に退職し、雇用保険の失業給付を受ける場合、老齢厚生年金は全額停止されます。

上記記事に関する
お問い合わせは

年金課

☎028-615-7817